

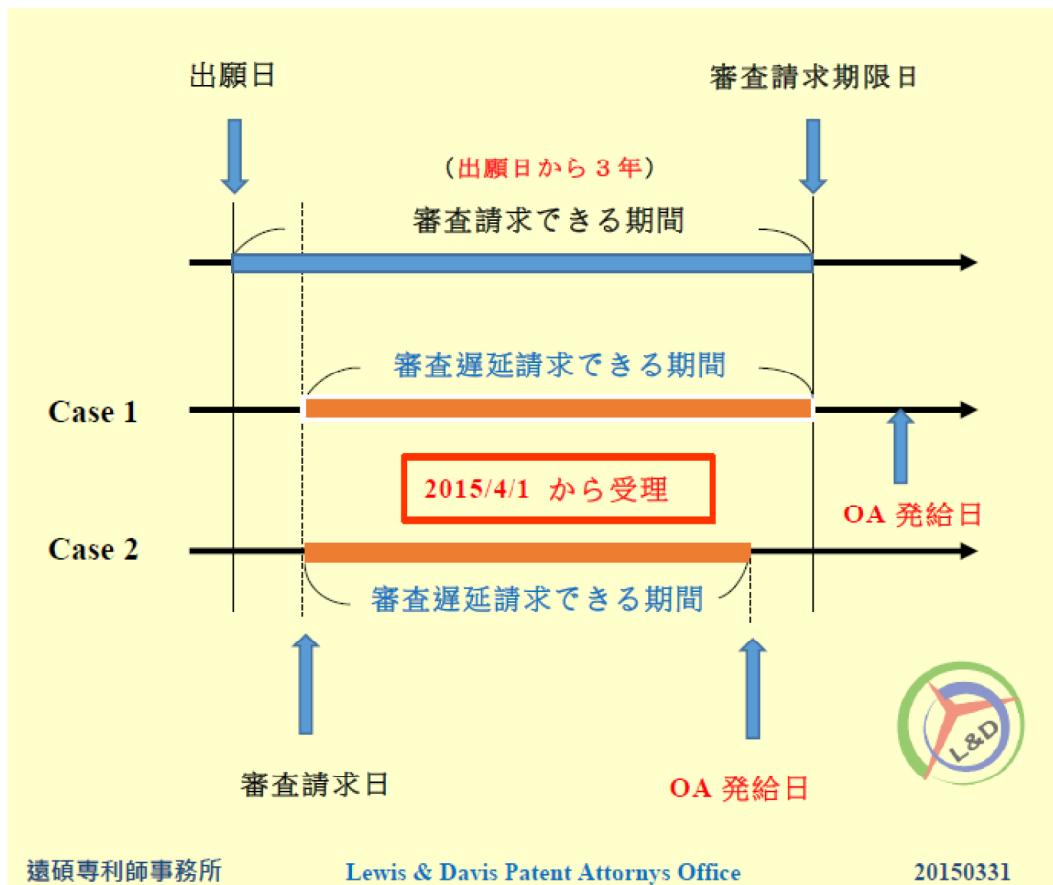


## 実体審査遅延請求措置について

(2015年3月24日 台湾智慧財産局 公告に基づく、発明特許出願に適用)

2015年3月31日作成

台湾智慧財産局により公告された「台湾発明特許出願案における実体審査遅延請求措置」によると、2015年4月1日からは、出願人により、発明特許出願案に対する実体審査への遅延請求を受理すると共に、実体審査の開始日を特定することができるになっている。遅延請求は、下図の通り、審査請求と同時又は一回目審査意見通知の発給の前に提出しなければならない、また、出願日からの3年の後に提出してはならない。





また、以下に列挙する情事のいずれかを有する発明特許出願案には、この措置を適用することができない。

- 1、既に審査意見の通知又は査定を受領したこと。
- 2、分割出願を既に提出したこと。
- 3、実体審査の請求は第三者により提出されたこと。

さらに、審査要望開始日は、必ずしっかりと明記しなければならない。例えば、「2016年6月1日」のように記載すればよい。但し、「出願日からの2年以後において実体審査を引き続くして下さい」、又は「今から5ヶ月までの期間に実体審査を暫く中止して下さい」のように記載するのは、その審査要望開始日が不明瞭であるため、禁止される。

なお、実体審査への遅延請求に関し、政府料金は無料である上に、出願人の申立てにより、その実体審査の遅延請求を取り下げることができる。その他、詳細の関連規定は、添付の「台湾発明特許出願案における実体審査遅延請求措置」をご参照下さい。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。